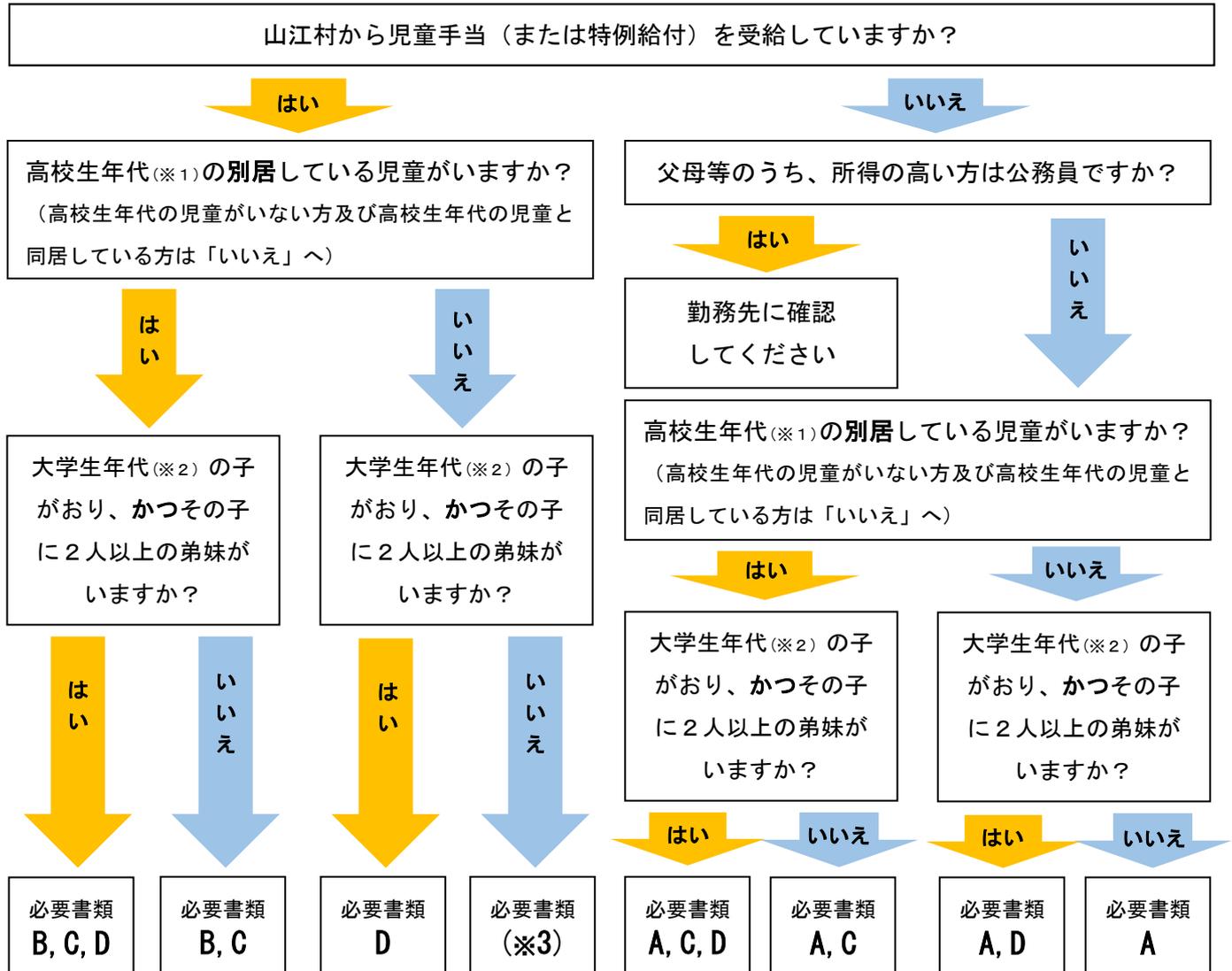


令和6年度児童手当制度改正 手続き内容確認フロー図



(※1) 2006年(平成18年)4月2日～2009年(平成21年)4月1日までの間に生まれた児童

(※2) 2002年(平成14年)4月2日～2006年(平成18年)4月1日までの間に生まれた子(進学・就職を問わず、監護に相当する世話をし、その生計費を負担している必要があります。)

(※3) 申請は原則不要です。同居している高校生年代の児童がいる方や、特例給付を受給中の方は、自動で増額となります。

【必要書類A】

- ①児童手当認定請求書
- ②請求者の健康保険証の写し
- ③請求者本人名義の金融機関通帳またはキャッシュカードの写し
- ④請求者及び配偶者のマイナンバーがわかるものの写し(令和6年1月1日時点で住民票が山江村になかった方のみ要提出)

【必要書類B】

- ①児童手当額改定認定請求書

【必要書類C】

- ①別居監護申立書
- ②該当する児童のマイナンバーがわかるものの写し

【必要書類D】

- ①監護相当・生計費の負担についての確認書
- ②該当する子のマイナンバーがわかるものの写し(該当する子と別居している場合のみ要提出)